

住民税均等割のみ課税世帯等の皆さまへ

住民税均等割のみ課税世帯 支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

確認書の返送又はオンライン申請完了から概ね1か月以内

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割のみ課税」
の世帯

田原市から
確認書及びオンライン申請に関する
案内が届きます（確認書は要返送）
※一部申請が必要な場合があります



詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」及び「オンライン申請に関する案内」が届きますので、いずれかの申請方法を選択し、申請してください。
- (確認書の場合) 中身を確認し、必要事項を記入の上、**令和6年7月31日(水)までにご返信ください。**
- (オンライン申請の場合) マイナンバーカードを利用し、オンライン上で、**令和6年7月31日(水)までに申請してください。**

【確認事項】 ①記載された給付金振込口座番号に誤りがないか
②住民税所得割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出してください。
【申請期限：令和6年7月31日(水)まで】



虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

田原市役所 地域福祉課
「支援給付金」担当窓口
☎ 0531-27-7670
受付時間 平日9:00~17:00